

株主総会参考書類(別冊)

佐世保重工業株式会社の最終事業年度に係る計算書類等

株式会社名村造船所

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、安倍政権の経済政策に伴う円高是正を背景に企業収益が改善し、設備投資や雇用情勢が堅調に推移するなど、緩やかながらも景気の回復が続きました。

造船業界においては、世界的に船腹過剰の状況が続いているものの、低船価を背景に年間を通じて新造船発注が続いた結果、2013年の世界の新造船受注量は前年比166.9%増加の101,434千総トンとなりました。わが国においても省エネ船の需要が高まったことなどから新造船受注量は前年比51.4%増加し13,400千総トンとなりました。一方、2013年の世界の新造船竣工量は、主要造船所の操業縮小が進んだことなどから前年比26.5%減少の70,268千総トンとなり、わが国の新造船竣工量も15.2%減少の14,588千総トンとなりました。

機械業界においては、産業機械などは企業収益の改善を背景とした設備投資の回復に伴い堅調に推移しましたが、当社主力製品であるクランク軸等の船舶用機器については、新造船建造量の落ち込みにより、受注環境は厳しい状況で推移しました。

こうした状況において当社グループは、連結受注高については、新造船14隻を受注したことなどから前期比71.5%増加の55,524百万円となりました。連結売上高については、リーマンショック以降に受注した低船価の新造船の建造が進捗したことに加え、新造船事業の操業縮小などにより、前期比13.8%減少の30,968百万円となりました。この結果、当期末の連結受注残高は前期末比83.9%増加の58,387百万円となりました。損益面においては、製造コストの低減や固定費削減の効果及び円高是正などの好転要因はあったものの、採算の厳しい新造船の建造進捗並びに資機材価格の上昇などに伴い損益が悪化したことなどから、連結営業損益は1,676百万円の損失（前期連結営業損失1,291百万円）、連結経常損益は1,626百万円の損失（前期連結経常損失819百万円）となりました。これに希望退職の実施に伴う特別退職加算金などの特別損失及び法人税等を計上した結果、連結当期純損失は2,848百万円（前期連結当期純損失533百万円）となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① 船舶

船舶部門の受注高は、新造船として78千重量トンバルクキャリアー7隻及び85千重量トンバルクキャリアー7隻の計14隻を受注したほか、海上自衛隊、米海軍艦船及び一般商船等の修理工事等を加え48,562百万円となり、前期比74.3%増加しました。売上高は、リーマンショック以降に受注した低船価の新造船の建造が進捗したことに加え、新造船事業の操業縮小により前期比17.1%減少の25,827百万円となりました。当期に新造船として75千重量トンバルクキャリアー4隻、85千重量トンバルクキャリアー2隻の計6隻を引渡した結果、新造船の受注残は17隻となり、受注残高は修理船を含め前期末比82.4%増加の54,934百万円となりました。セグメント損益は1,923百万円の損失（前期セグメント損失1,764百万円）となりました。

② 機械

機械部門の受注高は機器工事として船舶用機器や一般産業機械等で5,360百万円となり、前期比65.3%増加しました。これは主として船用LPGタンクシステムの受注が好調だったことなどによるものであります。売上高は、クランク軸の価格が低迷したものの、化工機や公共工事が堅調だったことなどにより前期比0.2%増加の3,539百万円となりました。この結果、受注残高は前期末比111.6%増加の3,453百万円となりました。セグメント損益は441百万円の損失（前期セグメント損失187百万円）となりました。

③ その他

主な事業の内訳は給食事業その他で、受注高、売上高ともに1,601百万円となり、前期比27.6%増加しました。セグメント利益は67百万円（前期セグメント損失22百万円）となりました。

なお、連結営業損益はセグメント損益の調整額620百万円を加え、1,676百万円の損失となりました。

セグメント別の業績

部門別受注高・売上高・受注残高

(単位：百万円)

区 分	受 注 高	売 上 高	受 注 残 高
船 舶 部 門 (新 造 船 改造・修理船)	(新造船 14隻) (1,131千重量トン) 48,562	(新造船 6隻) (466千重量トン) 25,827	(新造船 17隻) (1,362千重量トン) 54,934
機 械 部 門	5,360	3,539	3,453
そ の 他	1,601	1,601	—
合 計	55,524	30,968	58,387

- (注) 1. 請負工事に係る収益の計上基準については、「工事契約に関する会計基準」及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」を適用し、当期の期首に存在する工事契約を含む全ての工事契約において、当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。なお、金額には消費税等は含まれておりません。
2. 受注残高は、工事完成基準で記載しております。当期末の受注残高の内、船舶部門10,168百万円を工事進行基準による売上高として計上しております。

売上高に占める輸出の割合及び主要輸出先国

区 分	輸出割合	主 要 輸 出 先 国
船 舶 部 門	62.8%	マーシャル諸島共和国、パナマ、アメリカ
機 械 部 門	—	—
計	62.8	

(2) 設備投資及び資金調達の状況

- ① 当期の設備投資総額は950百万円で、これは主として船舶部門におけるドック設備の更新等によるものであります。
- ② 当期末の借入金残高は9,922百万円となり、前期末比8,969百万円減少しております。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境については、船舶事業では新造船船価に回復の兆しが見える一方で、船腹供給過剰の状況が続いており船価レベルは依然低水準にとどまっております。さらに受注環境においても新造船の大量竣工が続いており、国内外の造船所との競争は益々激化していくものと予想されます。また、機械事業では当社の主力製品であるクランク軸など船舶用機器業界においても、一部回復傾向はあるものの新造船マーケットの低迷等により依然として厳しい環境が続いています。

このような経営環境に対応するため、当社グループは「新中期経営計画」を策定し昨年5月17日に公表いたしました。この計画に基づき、売上規模を維持・拡大しつつ環境変化に対して耐久性のある収益構造を確立し、2015年度の黒字化及び2016年度以降の収益安定を実現すべく全社を挙げて取り組んでおります。また、当社グループ全体のガバナンス強化及び経営資源の最適配分により、企業価値の向上を図っていく方針です。

セグメント別の主な取組みとしては、当社の主力事業である新造船事業においては、市場環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築するためのベストオペレーション体制の確立、生産効率の向上及び資機材価格の低減によるコスト競争力の強化に取り組んでいます。また、高付加価値船の開発力強化へ取り組んでおり、幅広浅喫水の省エネ船である85千重量トン型バルクキャリアーや省エネ化を進化させた78千重量トン型バルクキャリアーを市場に投入しました。修理船事業については、大型艦艇船などへの対応力強化のための技術力強化や戦略的設備投資の実施による艦艇事業の強化、一般商船事業のコストダウンによる競争力強化により受注拡大を図ります。機械事業においては、これまでのクランク軸一極依存からの脱却を目指し、船用LPGタンクなどの化工機及び港湾構造物の受注拡大に取り組んでいます。さらに、これら既存事業に加え新規事業として再生可能エネルギー分野を中心に事業性の検討を行っております。

当社グループは上記の施策を着実に実行、推進していく所存です。株主の皆様におかれましては、当社の置かれている状況及び取組み方針についてご理解を賜り、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分	第89期	第90期	第91期	第92期 (当期)
	平成22年4月から 平成23年3月まで	平成23年4月から 平成24年3月まで	平成24年4月から 平成25年3月まで	平成25年4月から 平成26年3月まで
売 上 高	67,280	66,082	35,946	30,968
経常利益又は経常損失(△)	6,161	9,697	△819	△1,626
当期純利益又は当期純損失(△)	4,478	734	△533	△2,848
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	27.91	4.58	△3.32	△17.75
純 資 産	28,396	28,514	27,345	25,098
1株当たり純資産(円)	176.96	177.69	170.41	156.41
総 資 産	85,013	84,464	65,795	56,087

(注) 金額には消費税等は含まれておりません。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
佐重工興産(株)	佐世保市	50百万円	100.0%	土木・建設等
佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)	同上	50	100.0	曳船業務
(株)サセボフーズ&ライフ	同上	20	100.0	給食場及びゴルフ場の経営等
佐世保重工生産サービス(株)	同上	10	100.0	運輸業等
(株)つくもサービス	同上	10	100.0	警備・ビルメンテナンス業等
佐世保重工設計(株)	同上	10	100.0	設計業務
(株)ADSエンジニアリング	同上	80	100.0	ガス分離機器販売業等

(注) 連結子会社は上記7社であります。

(6) 主要な事業内容

1. 船舶の製造及び修理
2. 陸用・舶用機械機器の製作、修理
3. 鉄構造物の製作、修理
4. その他
警備及び清掃業、給食場及びゴルフ場経営、運輸業、設計業務請負等

(7) 主要な営業所及び工場

佐世保重工業(株)

本 社 東京都中央区日本橋浜町二丁目31番 1 号

佐世保重造船所 長崎県佐世保市立神町

営 業 所

大阪営業所 (大阪市中央区)

佐重工興産(株)

長崎県佐世保市

佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)

長崎県佐世保市

(株)サセボフーズ&ライフ

長崎県佐世保市

佐世保重工生産サービス(株)

長崎県佐世保市

(株)つくもサービス

長崎県佐世保市

佐世保重工設計(株)

長崎県佐世保市

(株)ADSエンジニアリング

長崎県佐世保市

(8) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
船 舶 部 門	469名	△192名
機 械 部 門	132	△15
そ の 他	435	98
全 社 (共 通)	148	△57
計	1,184	△166

(注) 人員の減少は、主として人員体制の最適化や組織のスリム化を図る目的で希望退職を実施したこと等に伴うものであります。

(9) 主要な借入先の状況

借 入 先	借入金残高
株 式 会 社 福 岡 銀 行	4,397百万円
株 式 会 社 親 和 銀 行	2,250
株 式 会 社 三 菱 東 京 UFJ 銀 行	1,800
株 式 会 社 十 八 銀 行	474
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	299

2. 株式の状況

- (1) 発行可能株式総数 353,675千株
 (2) 発行済株式の総数 161,955千株 (自己株式1,491,740株を含む)
 (3) 株主数 14,246名
 (4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	15,658千株	9.76%
株 式 会 社 メ タ ル ワ ン	12,110	7.55
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	6,214	3.87
吉 田 海 運 株 式 会 社	6,147	3.83
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	4,861	3.03
シ ン コ ウ 株 式 会 社	4,150	2.59
佐 世 保 重 工 業 佐 栄 会	3,877	2.42
株 式 会 社 親 和 銀 行	2,590	1.61
株 式 会 社 福 岡 銀 行	2,590	1.61
ジェービーエムシー エヌエイ アイティーエス ロンドン クライアランス アカウント モルガン スタンレイ アンド カンパニー インターナショナル	2,031	1.27

(注) 持株比率は、自己株式(1,491,740株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会 長	寺 岡 一 憲	
代表取締役 社 長	湯 下 善 文	
※取 締 役 専務執行役員	西 村 道 明	社長室長
取 締 役 常務執行役員	森 三 四	総合管理本部長
※取 締 役 常務執行役員	松 瀬 茂 雄	佐世保造船所長
取 締 役 相 談 役	森 島 英 一	
※取 締 役	飯 島 敦	新日鐵住金㈱執行役員
取 締 役	多 井 雄 一	㈱メタルワン執行役員 中部鋼鈹㈱社外取締役
常勤監査役	小 林 勉	㈱サセボフーズ&ライフ監査役 佐世保重工業生産サービス㈱監査役
監 査 役	内 野 秀 幸	税理士 ㈱カノークス社外監査役
監 査 役	西 本 恭 彦	弁護士 藍澤證券㈱社外監査役 ㈱タムロン社外監査役 ㈱RISE社外監査役

- (注) 1. ※印の取締役は、平成25年6月25日開催の第91回定時株主総会で新たに選任され、就任いたしました。また、同日、取締役加藤陽一、宮崎尊徳、樋渡健治、監査役柴戸隆成の4氏は退任いたしました。
2. 取締役飯島敦、多井雄一の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役内野秀幸、西本恭彦の両氏は社外監査役であり、当社は㈱東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、両氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
4. 取締役森島英一氏は、平成25年6月27日付で㈱親和銀行社外監査役を退任しております。
5. 常勤監査役小林勉氏は、当社において6年間にわたりコーポレート部門長など経理・財務部門の担当役員職を歴任しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役内野秀幸氏は、税理士の資格を有し、かつ経理部門等での30年間の実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る役員の報酬等の総額

区分	支給人数	報酬等の総額
取締役	8名	88百万円
(うち社外取締役)	1名	1百万円
監査役	4名	19百万円
(うち社外監査役)	3名	8百万円

- (注) 1. 期末現在の人員数は取締役8名、監査役3名であり、平成25年6月25日開催の第91回定時株主総会で退任した役員は取締役3名及び監査役1名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役3名が存在することによるものであります。
2. 代表取締役会長寺岡一憲氏は、平成25年6月25日付で社外取締役から代表取締役会長となったため、支給額と員数につきましては、社外取締役在任期間は社外取締役に、代表取締役会長在任期間は取締役に含めて記載しております。
3. 上記のほか、平成19年6月28日開催の第85回定時株主総会の決議に基づき、退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- ・ 退任取締役 2名 16百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職先	兼職内容	当該他の法人等との関係
取締役	飯島 敦	新日鐵住金(株)	執行役員	新日鐵住金(株)は、当社株式数の9.76%を保有する大株主であります。
取締役	多井 雄一	(株)メタルワン	執行役員	(株)メタルワンは、当社株式数の7.55%を保有する大株主であります。また、同社は当社の主要な取引先であり、当社は同社との間で鋼材仕入等の取引関係があります。 なお、当社と中部鋼板(株)との間に重要な取引その他の関係はありません。
		中部鋼板(株)	社外取締役	
監査役	内野 秀幸	(株)カノークス	社外監査役	当社と(株)カノークスとの間に重要な取引その他の関係はありません。
監査役	西本 恭彦	藍澤証券(株)	社外監査役	当社と藍澤証券(株)、(株)タムロン並びに(株)RISEとの間に重要な取引その他の関係はありません。
		(株)タムロン	社外監査役	
		(株)RISE	社外監査役	

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	飯島 敦	取締役就任後開催の取締役会の7割に出席し、主として経営者の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	多井 雄一	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主として経営者の見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	内野 秀幸	当事業年度開催の取締役会の9割及び監査役会の全てに出席し、主に税理士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役	西本 恭彦	当事業年度開催の取締役会の9割及び監査役会の8割に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

社外取締役及び社外監査役的全員は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		新日本有限責任監査法人
①	公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	38百万円
②	公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の報酬	—
③	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条、同第337条第3項に該当するなど、監査役会が監査役全員の同意により、当該会計監査人を解任することが相当であると認めた場合には解任することができ、また、監査役会が当該会計監査人を解任するに正当な理由または不再任するに合理的な理由があると認めた場合には、監査役会は取締役からの株主総会の目的としたい旨の提案に同意する外、当該会計監査人の解任、不再任について同様の理由があると認めた場合には、株主総会の目的とすることを取締役に請求することができます。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を下記のとおり定めております。

なお、当事業年度において、平成25年4月1日付の機構改革等に伴う一部改定、及び平成25年10月1日付経営機構の改正等に伴う一部改正を行いました（下線は改定部分であります）。

記

当社は、下記の「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」を経営の拠り所としている。

① 企業理念

地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になろう、そうあり続けよう。

② 旗印

「伝統と変革」

③ 社員行動指針

- 一、 安全を最優先に行動し、顧客の信頼に応えうる品質とサービスを提供する。
- 二、 伝統を活かしつつ変革を進め、技術の研鑽と創意工夫に努める。
- 三、 正しい倫理観をもち、規律を重んじて、誠実と公正に徹する。
- 四、 対話と協調で、活力ある明るい職場をつくる。
- 五、 美しい地球を次世代につなぐため、環境保護に努める。

そして、企業体制を効率的で適法なものとして、より強固なものにしていくことにより企業価値の向上を図ることを内部統制システムの基本方針とし、会社法に定められている体制整備に必要とされる各条項に関する大綱を次のように定める。

(1) 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役社長がその精神を役職員に繰り返し伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ② 「SSK行動基本原則」（平成15年1月1日制定、平成22年2月18日再制定）の徹底を図る。
- ③ 社長を議長とする「常務会」を設置しており、リスク管理及びコンプライアンスに関する会社方針の策定、及び重要な問題を審議し、その結果については取締役会へ報告する。これにより全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握と対策実施に努める。
- ④ 当社、子会社及び協力業者の役員並びに従業員が法令違反の疑義がある行為を発見した場合の通報手段として、「ご意見箱」及び社外の弁護士事務所並びに常務会へ直接通報する仕組みの「SSKグループ法令遵守電話ホットライン」を設置しており、更に公益通報者保護法に準拠した通報者及び通報案件の取扱いに

- 関する規程及びマニュアルを整備し、実効性の確保を図る。
- (2) 取締役会の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制
- ① 当社は、法令・社内規程に基づき、情報等の保存、及び管理を行う。
 - ② 上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務の執行を監督・監査するに際し必要と認められるときはいつでも閲覧できるものとする。
- (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- ① 業務フローを可視化し、内在するリスクの把握と極小化を図る仕組みの整備・構築を図る。
 - ② コンプライアンス、環境、災害、品質、契約、与信、市況変動及び情報セキュリティに係わる個別リスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布を行うものとし、リスクの類型に応じた管理体制を整備し、管理責任者を置く。
 - ③ 新たに生じたリスクについては常務会で審議を行うほか、必要に応じて対策委員会等を設置するなど速やかに対応し、リスクの極小化を図る。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 経営上の重要な業務意思決定を行う取締役会を毎月1回、並びに経営の基本方針や総合的執行方針及び重要な経営政策事項を総合的に審議を行う常務会を毎月2回開催しており、必要に応じてこれらを臨時開催する。
 - ② 執行役員制度の整備により、取締役会の活性化と経営の意思決定の迅速化及び業務執行の効率化を図る。
 - ③ 社内規程に基づき、職務の執行において必要な審議・決裁体制を規定し、必要に応じ具体的施策等の意思決定にかかわる権限委譲を行う。
 - ④ 取締役、従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図ると共に、この目標に基づく中長期経営計画を策定し、計画の進捗をレビューする。
- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社の内部監査室において当社及び子会社の定期的監査を行い、社長がその報告を受けると共に、当社の常務会において、企業グループのコンプライアンス並びに業務の効率性等の面から監査報告内容を検討し、課題の把握とともに必要な是正を指示する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととする。
- (7) 前号の使用人の取締役会からの独立性に関する事項
- 当該人事については、監査役会の意見を尊重するものとし、独立性の確保を図る。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は監査役との間で意見交換するなど適切な意思疎通を図る機会を定期的に設け、また監査役が取締役会に加え、常務会など重要な会議に出席できるものとし、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握できるよう協力する。
 - ② 監査役が主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役又は従業員にその説明を求めることができるものとする。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 取締役は、監査役が内部監査室及び会計監査人との関係を通じて、実効的な監査が実施できるよう協力するものとする。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社は、金融庁より平成18年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の構築・評価の基本方針書」を別途定め、最高責任者である代表取締役社長の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用・評価する体制を構築する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
- 当社は、当社及びグループ各社が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度を貫き、取引の拒絶に努めることを基本的な考えとする。
- ② 反社会的勢力排除に向けた整備状況
- (i) 対応部署及び不当要求防止責任者
- 不当要求に対する所轄部署として、本社に総務・財務グループ、佐世保造船所に総務部をそれぞれ設置し、それぞれの組織の長を責任者とする。- (ii) 外部の専門機関との連携状況

管轄警察署、弁護士と平素から緊密な連携を保ち、連絡・相談・通報先を確保する。

- (iii) 反社会的勢力に対する情報の収集・管理状況

本社において警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・特殊暴力防止対策協議会へ、また佐世保造船所において財団法人長崎県暴力団体追放県民会議へ加入し、定期的な研修への参加を通じ情報の収集を図る。

以上

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、旧佐世保海軍工廠をルーツとし、昭和21年10月の創業以来、「顧客の信頼に応えうる品質とサービスを提供する」を基本精神に、伝統ある技術と豊富な実績を活かしつつ変革を進め、顧客の長期的な満足を得られる高品質製品の開発と製造販売に注力しております。また、平成21年10月1日の会社創立63周年を機に、新たに「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」を3つの志として制定いたしました。すなわち「伝統と変革」を旗印に、「地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になろう、そうあり続けよう。」の企業理念の下、安全や品質、環境保護を大切にす社員行動指針に沿って事業を行うことで、企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。

当社が、当社の企業価値・株主共同の利益を向上させていくためには、上記に加えて①船舶分野を中心に長年にわたって培ってきた伝統ある技術力と豊富な実績を基に、得意分野に注力しつつ、顧客のニーズに合った高品質製品を開発・製造すること、②伝統を守り、その強みを活かしつつも、時代の趨勢と社会のニーズに沿った事業形態の変革を実現していくこと、③基地所在の造船所として、顧客、地域社会との間で長期間にわたって築いてきた信頼・協力関係を維持・発展させること、④地域に根ざした事業等を通じて築き上げられた、内外からの信頼と期待に応え得る企業活動を行うこと、等が不可欠であると考えており、これらが中長期的に確保され、向上させられなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を中長期的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式について大規模買付行為がなされる場合、これが当社グループの企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大規模買付行為の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付等の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する大規模買付行為が行われた際に、株主の皆様がかかる大規模買付行為に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行ったりすること等を可能とすることで、当社の企

業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を設けておくことが必要であると考えております。

(2) 具体的な取組み

① 会社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創業以来の基本精神である「顧客の信頼に応えうる品質とサービスを提供する」ことや、伝統ある技術と豊富な実績を活かしつつ変革を進め、顧客の長期的な満足を得られる高品質製品の開発と製造販売を行う方針で事業を運営しております。加えて、平成21年10月1日に制定した3つの志、すなわち「企業理念」、「旗印」及び「社員行動指針」に沿って事業を行うことで、企業価値・株主共同の利益の向上に努めております。このような着実な経営を行うことで、地元の期待に応え、日本社会の役に立ち、世界からも信頼されるものづくり企業になることを目指しております。

当社グループを取り巻く経営環境については、船舶事業では新造船船価に回復の兆しが見える一方で、船腹供給過剰の状況が続いており船価レベルは依然低水準にとどまっております。さらに受注環境においても新造船の大量竣工が続いており、国内外の造船所との競争は益々激化していくものと予想されます。また、機械事業では当社の主力製品であるクランク軸など船舶用機器業界においても、一部回復傾向はあるものの新造船マーケットの低迷等により依然として厳しい環境が続いています。

このような経営環境に対応するため、当社グループは「新中期経営計画」を策定し昨年5月17日に公表いたしました。この計画に基づき、売上規模を維持・拡大しつつ環境変化に対して耐久性のある収益構造を確立し、2015年度の黒字化及び2016年度以降の収益安定を実現すべく全社を挙げて取り組んでおります。また、経営資源の最適配分と経営の効率化によるガバナンス強化により、企業価値の向上を図っていく方針です。

セグメント別の主な取組みとしては、当社の主力事業である新造船事業においては、市場環境の変化に柔軟に対応できる体制を構築するためのベストオペレーション体制の確立、生産効率の向上及び資機材価格の低減によるコスト競争力の強化に取り組んでいます。また、高付加価値船の開発力強化へ取り組んでおり、幅広浅喫水の省エネ船である85千重量トン型バルクキャリアーや省エネ化を進化させた78千重量トン型バルクキャリアーを市場に投入しました。修理船事業については、大型艦艇船などへの対応力強化のための技術力強化や戦略的設備投資の実施による艦艇事業の強化、一般商船事業のコストダウンによる競争力強化により受注拡大を図ります。機械事業においては、これまでのクランク軸一極依存からの脱却を目指し、船用LPGタンクなどの化工機及び港湾構造物の受注拡大に取り組んでいます。さらに、これら既存事業に加え新規事業

として再生可能エネルギー分野を中心に事業性の検討を行っております。

以上により、引き続き当社の伝統を活かし、さらに時代の変化を先取りすべく自己変革を追求し、全社一丸となって厳しい時代を勝ち抜いていく所存です。

また当社は、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化するため、平成18年6月29日開催の当社第84回定時株主総会において取締役の任期を1年としています。内部監査部門を中心に会社法及び金融商品取引法の下での内部統制システムの維持強化への取り組み、並びに定期的な内部監査及び業務改善指導を行っており、今後とも一層の企業統治の仕組みの強化と経営の透明性確保を図り、さらなる企業価値の向上と株主共同の利益の確保・向上を追求する所存です。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、平成24年5月18日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策。以下「本プラン」といいます。）を更新することを、株主総会において新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことの当社取締役会への委任について株主の皆様から承認をいただくことを条件として決議し、平成24年6月26日開催の当社第90回定時株主総会において承認をいただいております。

本プランは、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との協議・交渉等の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランは、当社株式について、(i) 買付者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、(ii) 公開買付を行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付等（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社株式について買付等が行われる場合、当社取締役会は、業務提携に伴う場合など別途認めた場合を除き、買付等又はその提案を行う者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対し、買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言及び買付等の情報を記載した「買付説明書」の提出を求め、受領した買付説明書を当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供します。独立委員会において、必要に応じて外部専門家の意見等も踏まえた上で買付説明書及び当社取締役会からの意見や代替案等の評価・比較検討等を行い、また買付者等との交渉や株主の皆様への情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等に

よる買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める要件のいずれかに該当し新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規程に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。この新株予約権は、1円（または当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当ての決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるものですが、買付者等による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、本新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会から新株予約権の無償割当て実施に関する事項の株主総会への付議を勧告された場合には、速やかに株主総会を招集し、株主の皆様ご意思の確認を行い、その結果に従います。一方、独立委員会から新株予約権の無償割当て実施もしくは不実施の勧告を受けた場合には、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の決議を行い、実施を決議した場合には株主の皆様に対して新株予約権を無償にて割り当てます。

本新株予約権は、当社取締役会が定める金額を払い込むことによって当社株式が交付されるものですが、平成21年6月24日開催の当社第87回定時株主総会において可決承認された定款第15条に基づき、買付者等による権利行使制限及び当社が当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる条件が付されております。

新株予約権の無償割当て実施後、買付者等以外の株主の皆様により新株予約権が行使された場合、または、当社により買付者等以外の株主の皆様に対して新株予約権と引換えに当社株式が交付された場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じません。この場合、買付者等の保有する当社株式の議決権割合は最大50%まで希釈化される可能性があります。一方、新株予約権の無償割当て実施後、新株予約権の行使期間前日までの間に当社取締役会が必要と判断して実施を決議した場合、もしくは独立委員会が必要と判断してその旨勧告し、当社取締役会がその実施を決議した場合、当社は割り当てた新株予約権のすべてを無償にて取得することができます。この場合には株主

の皆様が保有する1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じません。なお新株予約権の無償割当てが実施され、新株予約権の無償取得もしくは新株予約権との引換えによる当社株式の交付が行われていない場合において、権利行使期間中に株主の皆様が権利行使の手続きを行わない場合はその保有株式の価値に希釈化が生じる場合があります。

本プランの有効期間は、平成24年6月26日開催の当社第90回定時株主総会の終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、当該有効期間の満了前であっても（i）当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または（ii）当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)①に記載した1年ごとの経営計画及びそれに基づく諸施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは前記(2)②に記載したとおり当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。特に本プランは経済産業省及び法務省による買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること、株主総会において株主の皆様のご承認を得た上で更新されているものであること、その内容として合理的な客観的発動要件が設定されていること、本プランの実施・不実施等の判断に際して当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会の評価・判断を経た上で決定されること、独立委員会がその評価・判断の過程において独立した第三者の助言を得ることができること、有効期間が最長約3年と定められた上で、その期間満了前であっても株主総会・取締役会の決議により廃止することが可能であることなどにより公正性・客観性・透明性が担保されており、高度な合理性を有し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,652	流動負債	22,085
現金及び預金	20,235	支払手形及び買掛金	9,829
受取手形及び売掛金	9,967	設備関係支払手形	68
商品及び製品	15	短期借入金	4,369
仕掛品	1,853	リース債務	80
原材料及び貯蔵品	305	未払法人税等	63
その他	1,275	前受金	4,021
固定資産	22,434	保証工事引当金	17
有形固定資産	18,344	受注工事損失引当金	2,468
建物及び構築物	7,583	その他	1,167
ドック船台	1,246	固定負債	8,903
機械装置及び運搬具	3,330	長期借入金	5,553
工具、器具及び備品	202	リース債務	173
土地	5,489	繰延税金負債	535
リース資産	185	特別修繕引当金	47
建設仮勘定	305	環境対策引当金	174
無形固定資産	169	退職給付に係る負債	2,340
ソフトウェア	108	その他	78
リース資産	48	負債合計	30,989
電話加入権	11	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,921	株主資本	24,374
投資有価証券	3,025	資本金	8,414
長期貸付金	13	資本剰余金	5,148
その他	1,148	利益剰余金	11,790
貸倒引当金	△265	自己株式	△978
		その他の包括利益累計額	724
		その他有価証券評価差額金	472
		繰延ヘッジ損益	△47
		退職給付に係る調整累計額	298
		純資産合計	25,098
資産合計	56,087	負債・純資産合計	56,087

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		30,968
売上原価		30,840
売上総利益		128
販売費及び一般管理費		1,804
営業損失		1,676
営業外収益		
受取利息及び配当金	66	
為替差益	344	
その他	18	429
営業外費用		
支払利息	266	
その他	112	379
経常損失		1,626
特別利益		
固定資産売却益	59	
その他	6	66
特別損失		
固定資産処分損	29	
減損損失	267	
退職特別加算金	692	
環境対策引当金繰入額	174	
その他	61	1,224
税金等調整前当期純損失		2,784
法人税、住民税及び事業税	68	
法人税等調整額	△4	63
少数株主損益調整前当期純損失		2,848
少数株主利益		—
当期純損失		2,848

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
平成25年4月1日残高	8,414	5,148	14,638	△977	27,222
当 期 変 動 額					
当期純損失 (△)			△2,848		△2,848
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	－	－	△2,848	△0	△2,848
平成26年3月31日残高	8,414	5,148	11,790	△978	24,374

	その他の包括利益累計額				純 資 産 計 合
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
平成25年4月1日残高	239	△116	－	122	27,345
当 期 変 動 額					
当期純損失 (△)					△2,848
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	233	69	298	601	601
当期変動額合計	233	69	298	601	△2,247
平成26年3月31日残高	472	△47	298	724	25,098

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

佐世保重工生産サービス(株)、(株)サセポフーズ&ライフ、(株)つくもサービス、
佐世保重工設計(株)、佐重工興産(株)、佐世保マリン・アンド・ポートサービス
(株)、(株)ADSエンジニアリング

- (2) 主要な非連結子会社の名称等

該当なし

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

該当なし

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等 2社

伊万里湾ポートサービス(株)、(株)スマートデザイン

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、持分法の適用会社から除外している。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致している。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券…償却原価法（定額法）
2. その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

② デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、主として原材料及び貯蔵品は個別法及び移動平均法、仕掛品は個別法によっている。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する定額法によっている。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

② 保証工事引当金

製品の保証工事費の支出に充てるため、保証期間内の保証工事費用を見積り計上している。

③ 受注工事損失引当金

未引渡工事のうち、当連結会計年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能な工事について、翌連結会計年度以降の損失見積額を計上している。

④ 特別修繕引当金

船舶の特別修繕費の支出に充てるため、過年度の実績を基礎にして修繕見積額を引当計上している。

⑤ 環境対策引当金

PCB（ポリ塩化ビフェニル）等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積もった額を計上している。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

② ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

③退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上している。

過去勤務費用は、その発生会計年度に費用処理し、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理している。

未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

5. 会計方針の変更

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上した。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減している。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が2,340百万円計上されている。また、その他の包括利益累計額が298百万円増加している。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載している。

2. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	2,526百万円
ドック船台	1,246百万円
機械装置及び運搬具	44百万円
工具、器具及び備品	0百万円
土地	1,371百万円
投資有価証券	2,151百万円
計	<u>7,341百万円</u>

(2) 担保に係る債務

短期借入金	650百万円
前受金	2,421百万円
長期借入金	7,997百万円
計	<u>11,069百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額

47,560百万円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

3. 連結損益計算書に関する注記

1. 減損損失

当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上している。

- ① (用途) ゴルフ場
(種類) 土地、リース資産
(場所) 長崎県佐世保市
(金額) 15百万円
(経緯) 収益の悪化により、将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

- ② (用途) 遊休資産
(種類) 土地、建物、構築物、器具備品
(場所) 長崎県佐世保市他
(金額) 251百万円
(経緯) 資産の用途変更に伴う遊休化及び市場価格の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

(グルーピングの方法)

原則として事業の種類別セグメント単位とし、遊休資産は個々の物件単位でグルーピングしている。

(回収可能価額の算定方法)

不動産鑑定評価額及び公示価格を基礎とした正味売却価額により算定している。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び株式数

普通株式	161,955,000株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当なし

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

該当なし

5. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達している。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っている。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っている。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施している。なお、デリバティブは内部管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしている。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	20,235	20,235	—
(2) 受取手形及び売掛金	9,967	9,967	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	2,959	2,959	—
(4) 支払手形及び買掛金	(9,829)	(9,829)	—
(5) 設備関係支払手形	(68)	(68)	—
(6) 短期借入金	(4,369)	(4,369)	—
(7) 長期借入金	(5,553)	(5,501)	△51
(8) デリバティブ	(47)	(47)	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示している。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)設備関係支払手形、並びに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(7) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっている。変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものは(下記(8)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっている。

(8) デリバティブ

原則的処理方法による金利スワップ取引及び為替予約取引は取引金融機関から提示された価格に基づき算定している。また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載している(上記(7)参照)。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額65百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	156円41銭
1株当たり当期純損失	17円75銭

- (注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。
2. 「会計方針の変更」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っている。
- この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、1円86銭増加している。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

佐世保重工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大田原吉隆 ㊤

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福本千人 ㊤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、佐世保重工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、佐世保重工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成26年 3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	32,789	流 動 負 債	21,856
現金及び預金	19,654	支 払 手 形	3,103
受 取 手 形	425	買 掛 金	6,677
売 掛 金	9,310	短 期 借 入 金	4,369
原材料及び貯蔵品	293	リ ー ス 債 務	64
半 成 工 事	1,833	未 払 金	331
前 払 費 用	43	未 払 費 用	668
そ の 他	1,229	未 払 法 人 税 等	14
固 定 資 産	22,323	前 受 金	4,003
有 形 固 定 資 産	18,258	預 り 金	22
建 物	4,102	保 証 工 事 引 当 金	17
構 築 物	3,478	受 注 工 事 損 失 引 当 金	2,468
ド ッ ク 船 台	1,246	そ の 他	115
機 械 及 び 装 置	3,045	固 定 負 債	9,049
船	237	長 期 借 入 金	5,553
車 両 運 搬 具	34	リ ー ス 債 務	129
工 具、器 具 及 び 備 品	195	繰 延 税 金 負 債	365
土 地	5,489	退 職 給 付 引 当 金	2,754
リ ー ス 資 産	137	特 別 修 繕 引 当 金	47
建 設 仮 勘 定	290	環 境 対 策 引 当 金	174
無 形 固 定 資 産	164	そ の 他	25
ソ フ ト ウ ェ ア	107	負 債 合 計	30,905
リ ー ス 資 産	46	(純 資 産 の 部)	
電 話 加 入 権	10	株 主 資 本	23,791
投 資 そ の 他 の 資 産	3,900	資 本 金	8,414
投 資 有 価 証 券	2,928	資 本 剰 余 金	5,148
関 係 会 社 株 式	136	資 本 準 備 金	5,148
長 期 貸 付 金	2	利 益 剰 余 金	11,207
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	250	利 益 準 備 金	1,456
そ の 他	1,069	そ の 他 利 益 剰 余 金	9,751
貸 倒 引 当 金	△485	土 地 圧 縮 積 立 金	383
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	11
		繰 越 利 益 剰 余 金	9,355
		自 己 株 式	△978
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	416
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	463
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△47
資 産 合 計	55,112	純 資 産 合 計	24,207
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	55,112

損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		29,371
売上原価		29,512
売上総損失		141
販売費及び一般管理費		1,601
営業損失		1,742
営業外収益		
受取利息及び配当金	70	
為替差益	344	
その他	15	430
営業外費用		
支払利息	266	
その他	115	382
経常損失		1,693
特別利益		
固定資産売却益	59	
その他	6	66
特別損失		
固定資産処分損	28	
関係会社整理損	299	
減損損失	153	
退職特別加算金	692	
環境対策引当金繰入額	174	
その他	45	1,393
税引前当期純損失		3,021
法人税、住民税及び事業税	7	
法人税等調整額	△4	2
当期純損失		3,024

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から)
(平成26年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自 己 株	株 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	その他利益剰余金							利 益 剰 余 金 合 計
					土 地 積 立 金	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成25年4月1日残高	8,414	5,148	5,148	1,456	383	12	1	12,377	14,231	△977	26,815	
当 期 変 動 額												
買 換 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△0		0	－		－	
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩							△1	1	－		－	
当期純損失 (△)								△3,024	△3,024		△3,024	
自己株式の取得										△0	△0	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)												
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△0	△1	△3,022	△3,024	△0	△3,024	
平成26年3月31日残高	8,414	5,148	5,148	1,456	383	11	－	9,355	11,207	△978	23,791	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成25年4月1日残高	232	△116	115	26,931
当 期 変 動 額				
当期純損失 (△)				△3,024
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	231	69	300	300
当期変動額合計	231	69	300	△2,723
平成26年3月31日残高	463	△47	416	24,207

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券……償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ……時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、原材料及び貯蔵品は個別法及び移動平均法、半成工事は個別法によっている。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算出する定額法によっている。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

(2) 保証工事引当金

製品の保証工事費の支出に充てるため、保証期間内の保証工事費用を見積り計上している。

(3) 受注工事損失引当金

未引渡工事のうち、当事業年度末時点で損失の発生する可能性が高いと見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積ることが可能な工事について、翌事業年度以降の損失見積額を計上している。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上している。

過去勤務債務は、その発生事業年度に費用処理し、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理している。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっている。

(5) 特別修繕引当金

船舶の特別修繕費の支出に充てるため、過年度の実績を基礎にして修繕見積額を引当計上している。

(6) 環境対策引当金

P C B（ポリ塩化ビフェニル）等廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積もった額を計上している。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用している。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用している。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を採用している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	1,563百万円							
構	築	物	963百万円						
ド	ック	船	台	1,246百万円					
機	械	及	び	装	置	40百万円			
船				舶		4百万円			
車	両	運	搬	具		0百万円			
工	具	、	器	具	及	び	備	品	0百万円
土				地		1,371百万円			
投	資	有	価	証	券	2,151百万円			
				計		<u>7,341百万円</u>			

(2) 担保に係る債務

短	期	借	入	金	650百万円
前		受		金	2,421百万円
長	期	借	入	金	7,997百万円
				計	<u>11,069百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 47,235百万円

3. 有形固定資産の減損損失累計額

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれている。

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	42百万円
短期金銭債務	146百万円
長期金銭債権	250百万円

3. 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	4百万円
仕入高	1,097百万円

営業取引以外の取引による取引高

営業外収益	4百万円
営業外費用	3百万円

2. 関係会社整理損

関係会社整理損299百万円は、連結子会社である㈱ADSエンジニアリングの整理に伴う、以下の損失である。

関係会社株式評価損	79百万円
貸倒引当金繰入額	220百万円

3. 減損損失

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上している。

① (用途) ゴルフ場

(種類) 土地

(場所) 長崎県佐世保市

(金額) 10百万円

(経緯) 収益の悪化により、将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

② (用途) 遊休資産

(種類) 土地、建物、構築物、器具備品

(場所) 長崎県佐世保市他

(金額) 142百万円

(経緯) 資産の用途変更に伴う遊休化及び市場価格の下落により、帳簿価額を回収可能価額まで減額した。

(グルーピングの方法)

原則として事業の種類別セグメント単位とし、遊休資産は個々の物件単位でグルーピングしている。

(回収可能価額の算定方法)

不動産鑑定評価額及び公示価格を基礎とした正味売却価額により算定している。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	1,491,740株
------	------------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	136百万円
退職給付引当金	980百万円
受注工事損失引当金	878百万円
減損損失	1,425百万円
繰越欠損金	1,647百万円
その他	666百万円
繰延税金資産小計	5,734百万円
評価性引当額	△5,734百万円
繰延税金資産合計	—百万円

繰延税金負債

土地圧縮積立金	△212百万円
買換資産圧縮積立金	△6百万円
その他有価証券評価差額金	△146百万円
繰延税金負債合計	△365百万円
繰延税金資産の純額	△365百万円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用している。

1. リース物件の取得原価相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得原価相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
工具、器具及び備品	10百万円	9百万円	0百万円

取得原価相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

2. 未経過リース料期末残高相当額

1 年 内 0百万円

未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定している。

3. 支払リース料、減価償却費相当額

支払リース料 1百万円

減価償却費相当額 1百万円

4. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	氏名	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の被所有 割合 (%)	役員の 兼任等	事実上 の関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	柴戸隆成	—	—	当社監査役 ㈱福岡銀行 代表取締役 副頭取	直接 0.0	—	㈱福岡銀行は当社の借入先及び前受金返還保証先	金銭の借入	—	長期借入金	3,613
								借入金の返済 (注1)	134	短期借入金	1,740
								借入金の利払い (注1)	15	未払費用	13
								前受金返還保証	552	—	—
								前受金返還保証の保証料 (注2)	0	未払費用	0
								担保提供 (注3)	5,905	—	—

(注1) 借入利息は市場金利を勘案して合理的に利率を決定している。

(注2) 前受金返還保証に係る保証料率は、市場保証料率を勘案し合理的に決定している。

(注3) 金銭の借入及び前受金返還保証に対して担保を差し入れているものであり、取引金額は借入債務及び前受金返還保証の期末残高である。

(注4) ㈱福岡銀行との取引は、いわゆる第三者のための取引である。

(注5) 当社監査役柴戸隆成は、平成25年6月25日に佐世保重工業㈱監査役を退任した。

なお、取引金額は同年同月日までの金額を、期末残高は同年同月日現在で記載している。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 150円86銭

1株当たり当期純損失 18円85銭

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示している。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

佐世保重工業株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大田原吉隆 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 福本千人 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、佐世保重工業株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において重要な欠陥はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月9日

佐世保重工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 勉 ㊟

監査役 内野 秀幸 ㊟

監査役 西本 恭彦 ㊟

(注) 監査役 内野秀幸及び監査役 西本恭彦は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

